

【重要】

緊急事態宣言延長に伴う活動停止要請

活動停止要請延長期間

2021年9月13日(月)～9月30日(木)

活動停止要請教室・団体

NPO法人新町スポーツクラブ関係教室・団体
高崎市スポーツ少年団新町支部登録団

活動停止理由

緊急事態宣言延長下であり、デルタ型ウイルスは感染力が強くまた、従前のウイルスと違い児童生徒に感染しているため

断腸の思いの活動停止延長判断です。



NPO法人新町スポーツクラブ

理事長 小出利一

高崎市スポーツ少年団新町支部

支部長 倉嶋博子

活動停止期間延長のお願い

活動停止延長要請は、感染拡大を止めるために必要と判断し断腸の思いで要請します。生活の中で下記の感染防止対策をより一層徹底することをお願いいたします。

特にデルタ型ウイルスは、全国的に児童生徒にも感染(特に高校生・中学生)拡大しています。また、感染経路は家庭内感染の比率が高い状況が続き、県内医療機関における病床稼働率が高止まりしています。

① 適度なスポーツは必要です。

会員各自でできるストレッチ体操、1人でのランニング等をやきましょう。

ただし、熱中症には十分に気をつけてください。

② 正しい手洗い・正しい手指消毒の徹底

なんちゃって手洗いとなんちゃって手指消毒はダメ
正しい方法とタイミングでしっかりやりましょう。

③ 外出から戻った時は、洗顔と口腔内ケア

④ 密にならないように行動しましょう。

特に喫煙者は、喫煙所が原因と思われるクラスターが発生しているので要注意です。

⑤ ワクチンは絶対ではありません

ワクチン接種を2回終わっていても接種後2週間は抗体ができていないこと。また、ワクチンを接種しても感染しないわけではないので、感染対策は引き続き徹底してください。

参 考

事 務 連 絡
令和3年9月10日

各市町村スポーツ少年団本部長 様
各スポーツ少年団専門部会長 様

群馬県スポーツ少年団
本部長 小林 馨

緊急事態宣言延長に伴う活動の対応について

本件につきまして、警戒度移行及びまん延防止等の対応については、8月18日(水)で通知させていただいておりますが、今般、9月30日(木)までの間、本県を含む19都道府県が新たに緊急事態宣言の延長対象地域に追加されたことから、群馬県教育委員会による部活動の対応等について通知が出されました。

つきましては、スポーツ少年団活動については現在の対応を継続することといたしますので、感染防止に係る団指導者及び団員、保護者の意識をさらに高め、感染防止対策の徹底に一層留意していただきますよう、お願いいたします。

関係者の皆様には、様々な対応によるご負担をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

参考継続

事務連絡
令和3年8月18日

各市町村スポーツ少年団本部長 様
各スポーツ少年団専門部会長 様

群馬県スポーツ少年団
本部長 小林 馨

緊急事態宣言に伴う活動の対応について(8月20日以降)

本件につきまして、警戒度移行及びまん延防止等の対応については、8月6日(金)で通知させていただいております。今般、8月20日(金)から9月12日(日)までの間、本県を含む7府県が新たに緊急事態宣言の対象地域に追加されたことから、群馬県教育委員会による部活動の対応等について通知が出されました。

つきましては、8月20日(金)以降のスポーツ少年団活動については下記のとおりとなりますので、感染防止に係る団指導者及び団員、保護者の意識をさらに高め、感染防止対策の徹底に一層留意していただきますよう、お願いいたします。

関係者の皆様には、様々な対応によるご負担をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

○緊急事態宣言対象期間の少年団活動は休止とする。

9月13日(月)以降の活動は、感染状況を見極めた上で慎重に判断し、改めて通知する。

なお、引き続き全国大会、関東大会及びその予選会等への参加は認める。

○全国大会、関東大会及びその予選会等への参加するための活動については、感染防止対策を徹底した上で、必ず保護者の同意を得たうえで必要最低限の活動を認める。

ただし、活動を担当する指導者のみで実施を判断するのではなく、団として責任を持ってその必要性を協議し慎重に判断する。